

議案第 9 4 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属 する執行機関	附属機関	担 任 事 務	組 織 及 び 構 成	
			委員総数	構 成
市長				
	宝塚市予防 接種健康被 害調査委員 会	予 防 接 種 に よ る 健 康 被 害 の 原 因、補 償 等 に つ い て の 調 査、審 議 に 関 する 事 務	8 人 (必 要 に 応 じ 臨 時 委 員 若 干 名 を 置 く。)	市長 1 人 医療機関の医師 3 人 知識経験者 3 人 関係行政機関の職員 1 人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属 する執行機関	附属機関	担 任 事 務	組 織 及 び 構 成	
			委員総数	構 成
市長				
	宝塚市予防 接種健康被 害調査委員 会	予 防 接 種 に よ る 健 康 被 害 の 原 因、補 償 等 に つ い て の 調 査、審 議 に 関 する 事 務	7 人 (必 要 に 応 じ 臨 時 委 員 若 干 名 を 置 く。)	医療機関の医師 3 人 知識経験者 3 人 関係行政機関の職員 1 人

議案第 9 5 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
(育児参加休暇) 第11条の5 任命権者は、男性職員の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日<u>後8週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、その男性職員に対し、請求により、当該期間内において、5日以内の育児参加休暇を与えることができる。	(育児参加休暇) 第11条の5 任命権者は、男性職員の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日<u>以後1年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、その男性職員に対し、請求により、当該期間内において、5日以内の育児参加休暇を与えることができる。

宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u> <u>第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間(多胎妊娠であった場合は71日間)とする。</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u> <u>(6) (略)</u> (育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) (略)</u> <u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u> <u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間(多胎妊娠であった場合は71日間)とする。</u> (育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命

権者に申し出た場合に限る。)。

権者に申し出た場合に限る。)。

議案第96号

宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立口腔保健センター条例(平成7年条例第9号)新旧対照表
(現行)

(施設及び位置)

第2条 (略)

2 前項各号に掲げる施設の位置は、次のとおりとする。

施設の名称	位置
口腔保健相談センター	宝塚市 <u>小浜2丁目1番30号</u>

(改正案)

(施設及び位置)

第2条 (略)

2 前項各号に掲げる施設の位置は、次のとおりとする。

施設の名称	位置
口腔保健相談センター	宝塚市 <u>逆瀬川1丁目13番1号</u>

議案第 9 7 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表
(現行)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分		金額
(52) 仮設興行場等建築許可申請手数料	建基法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		
	建基法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		
(64) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の建築物の使用許可申請手数料	建基法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査		
	建基法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査		

備考 (略)

(改正案)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分		金額
(52) 仮設興行場等建築許可申請手数料	建基法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		
	建基法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		

(64) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する 場合の建築物の使用許可申請手数料	建基法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査		
	建基法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査		

備考 (略)

議案第 98 号から第 100 号まで

令和3年度宝塚市水道事業会計決算認定、令和3年度宝塚市下水道事業会計決算認定
及び令和3年度宝塚市病院事業会計決算認定について
地方公営企業法(抜粋)

(決算)

第30条 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会(同条第6項に規定する定例会をいう。)に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7・8 (略)

9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

議案第101号

工事請負契約(総合福祉センター空調設備更新工事)の締結について

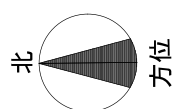
- 1 工事期間 着工予定 議決があった日
完工予定 令和5年(2023年)8月31日
- 2 設計者 大阪府中央区本町2丁目4番7号 大阪U2ビル8階
コンストラクションインベストメントマネジャーズ株式会社
代表取締役 中西基晴
- 3 予定価格 ¥278,190,000.-
(入札書比較価格 ¥252,900,000.-)
- 4 最低制限価格 変動型最低制限価格 ¥208,642,500.-
(入札書比較価格 ¥189,675,000.-)
- 5 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札金額(円)	
(株)谷井水道工業所	197,400,000	落札
柳生設備(株)	215,000,000	
鳳工業(株)	172,900,000	失格
三神工業(株)	未入札	
美樹工業(株)	辞退	
テラマエ設備工業(株)	辞退	

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 6 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥19,740,000.-
- 7 その他 付近見取図、配置図及び平面図(別紙添付)

総合福祉センター

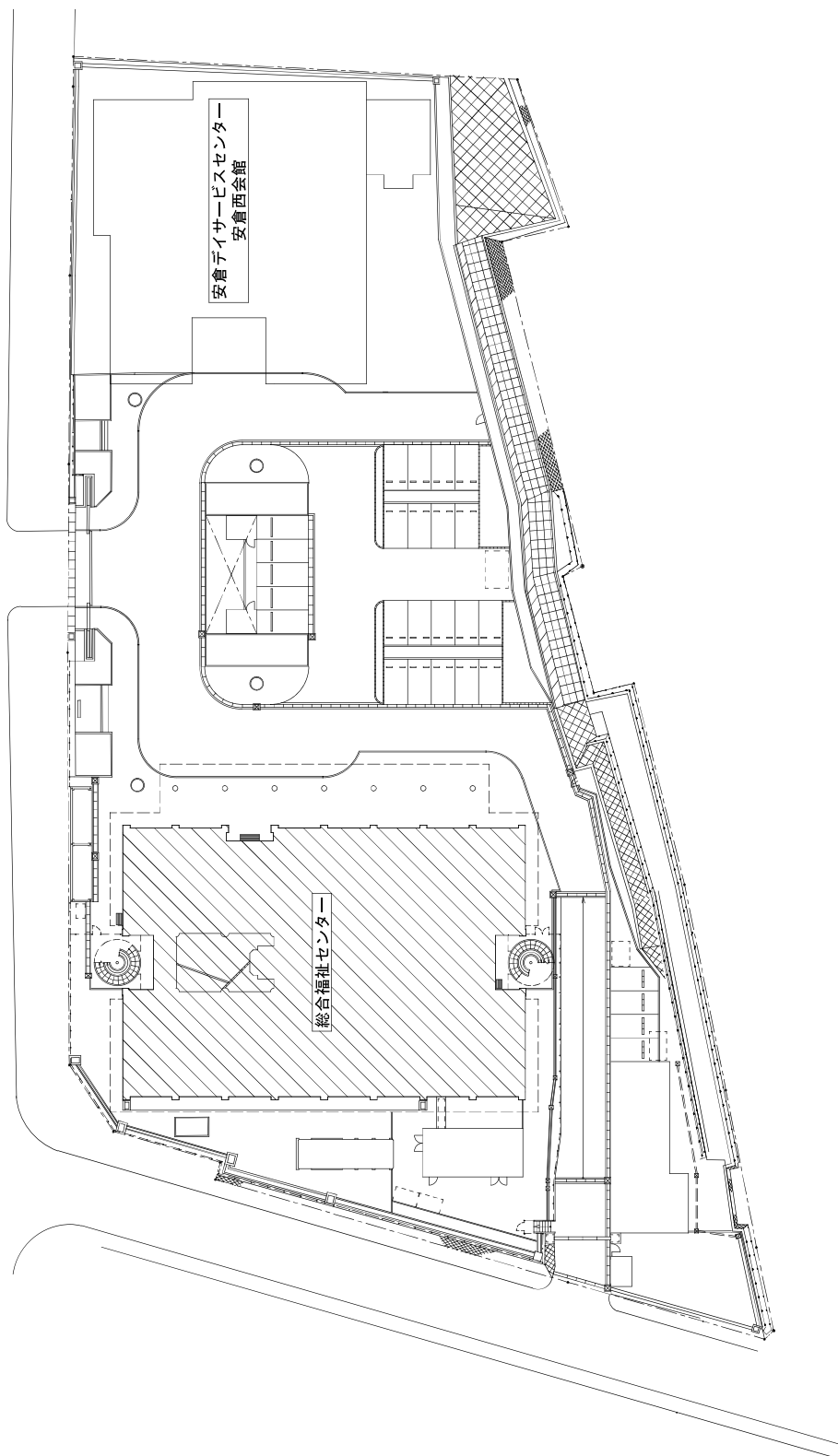
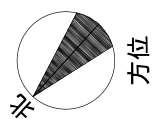


凡例

 今回工事しようとする所在地を示す。

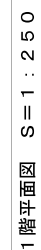
付近見取図 $S=1:2, 500$

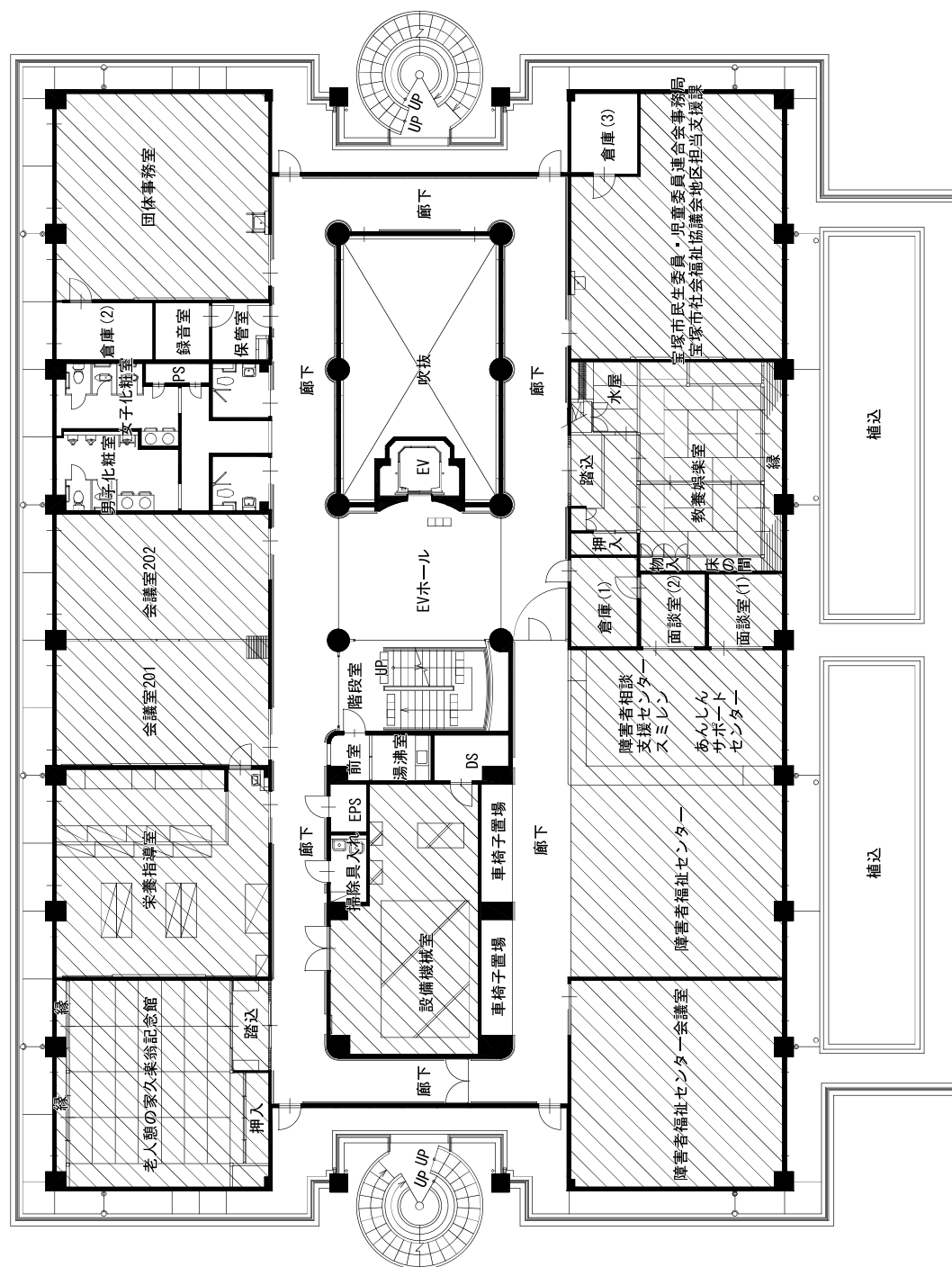
(参考)
配置図
総合福祉センター

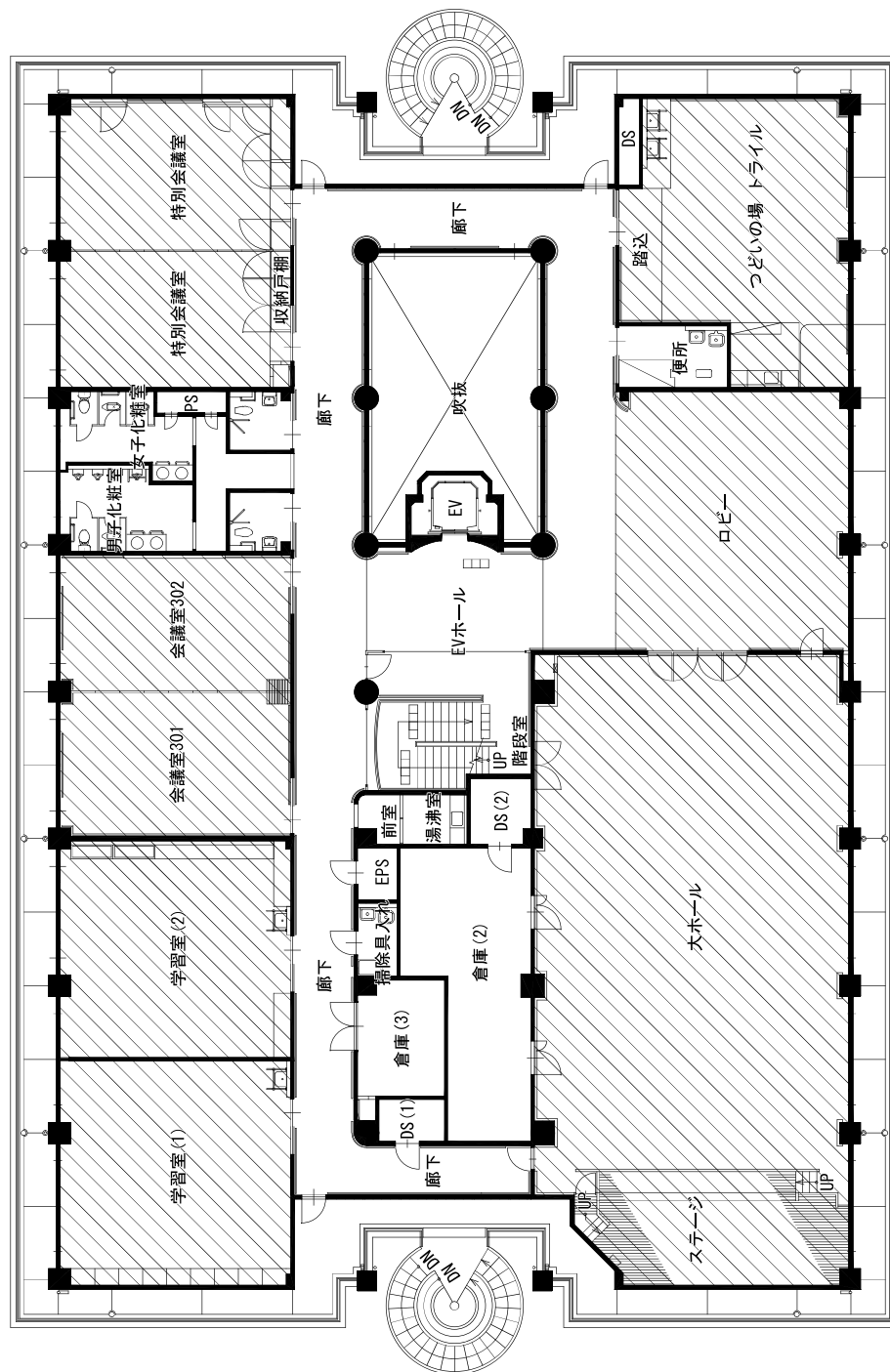


凡例  今回工事しようとする施設を示す。

配置図 S = 1 : 700

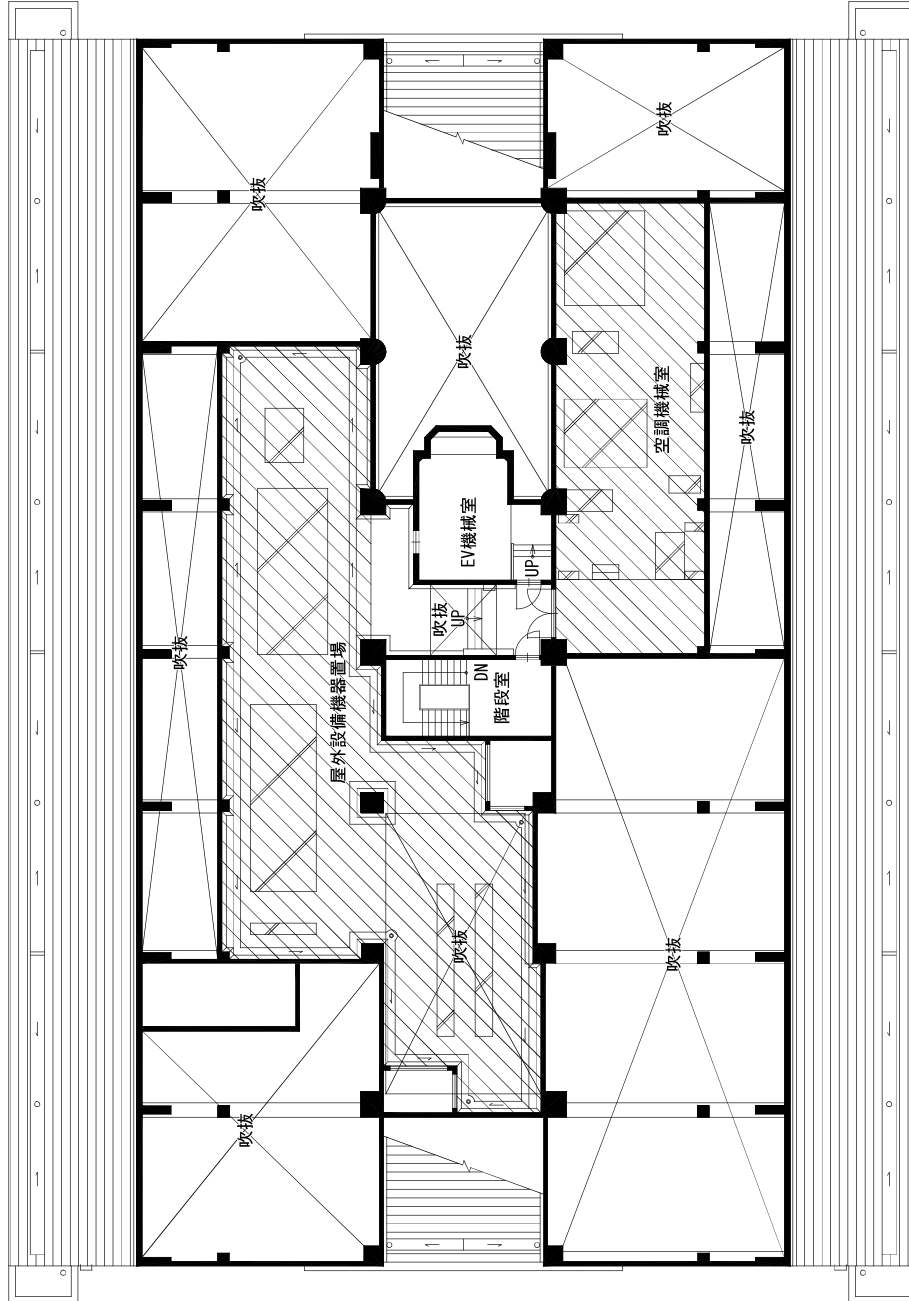






凡例  空調工事対象諸室を示す。

3階平面図 S=1:250



凡例  空調工事対象諸室を示す。

4階平面図 S=1:250

議案第 102 号

工事請負契約((都)荒地西山線道路新設改良工事(その1))の締結について

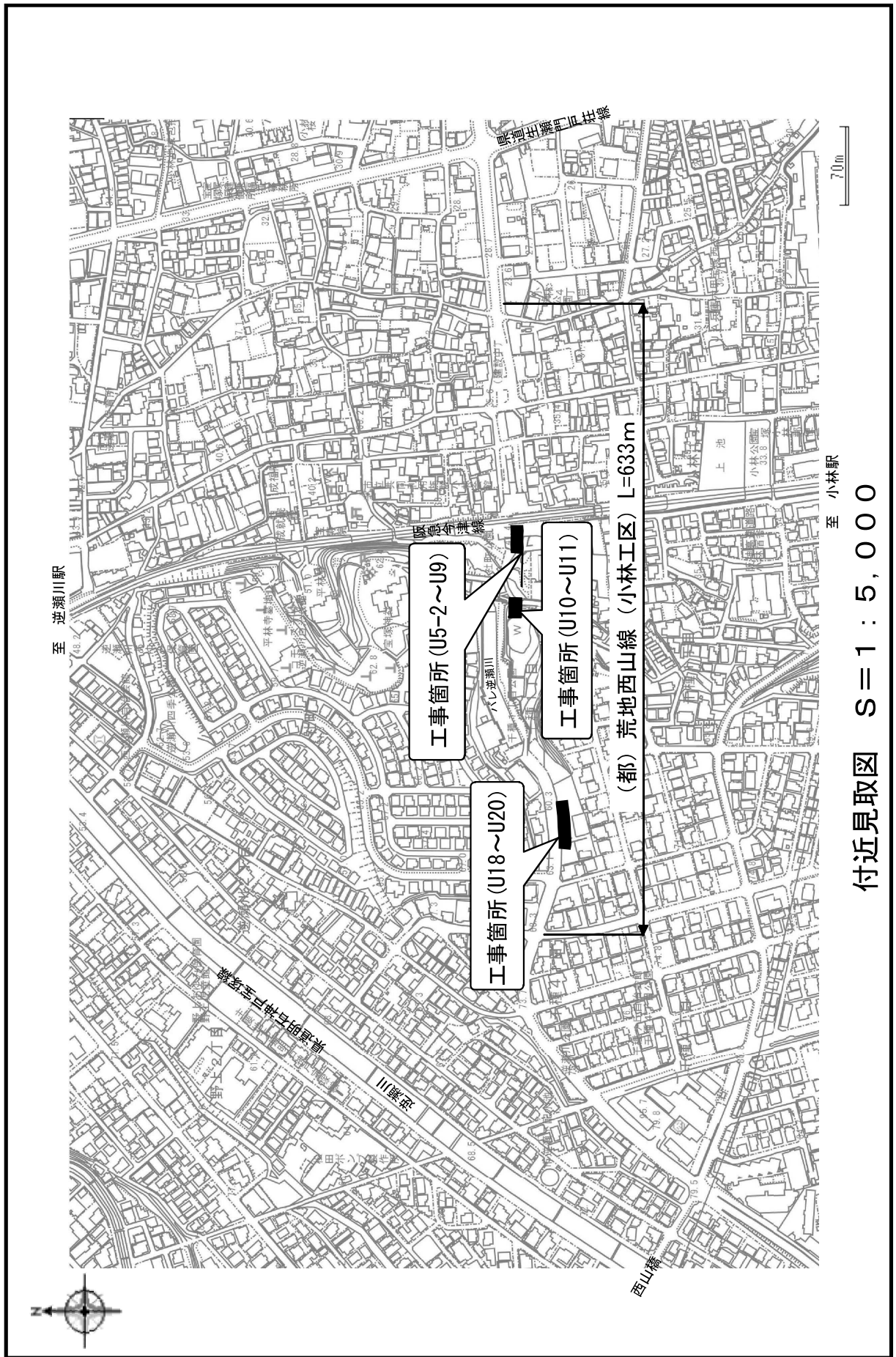
- 1 工 事 期 間 着工予定 議決があった日
完工予定 令和6年(2024年)3月29日
- 2 設 計 者 神戸市兵庫区大開通1丁目1番1号
阪急設計コンサルタント株式会社 神戸営業所
神戸営業所長 村 上 雅 一
- 3 予 定 価 格 ￥472,269,600.-
(入札書比較価格 ￥429,336,000.-)
- 4 最低制限価格 変動型最低制限価格 ￥354,202,200.-
(入札書比較価格 ￥322,002,000.-)

5 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札価格(円)	
(株)カナック工業	355,630,000	落札
宇都宮建設(株)	400,000,000	
大勝建設(株)	408,000,000	
伊藤建設(株)	450,000,000	

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

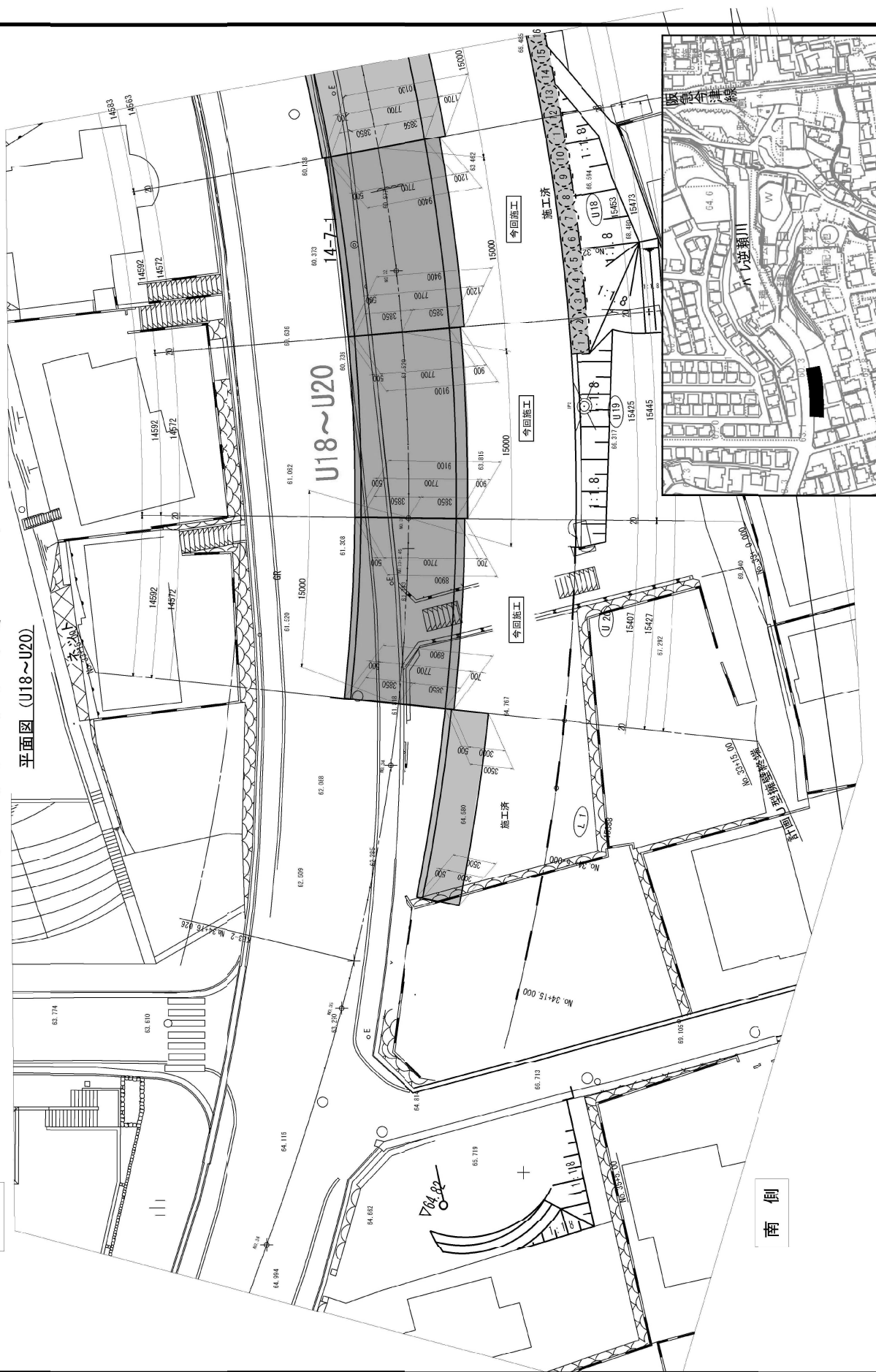
- 6 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ￥35,563,000.-
- 7 そ の 他 付近見取図、平面図及び標準横断図(別紙添付)



付近見取図 S = 1 : 5,000

北側

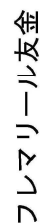
平面图 (U18~U20)



側南

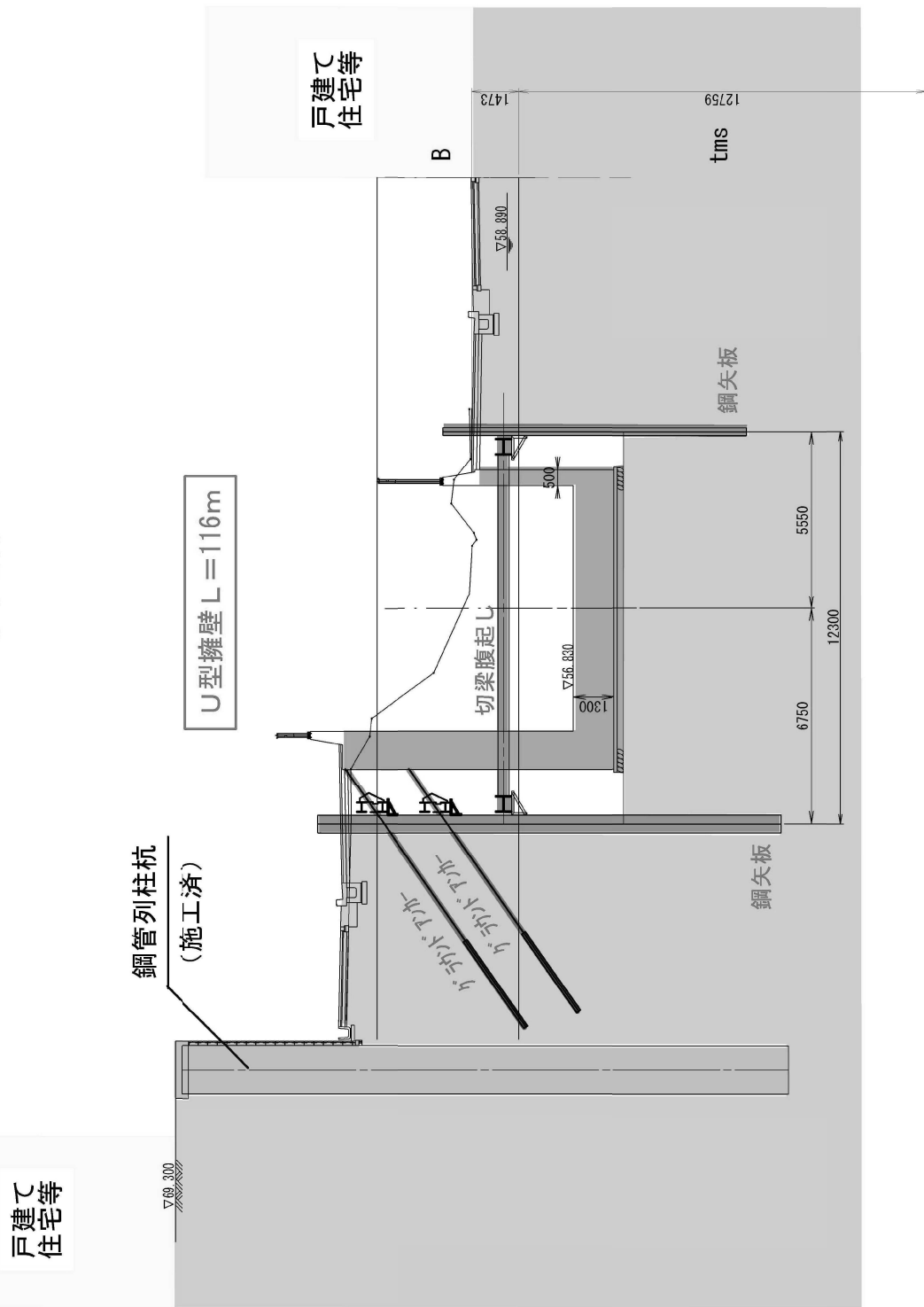
平面图 (U5-2~U9, U10~U11)

側南



標準横断面図 (U18断面)

S=1:200



議案第103号

工事請負契約(市営火葬場空調設備外更新工事)の締結について

- 1 工事期間 着工予定 議決があった日
完工予定 令和5年(2023年)7月10日
- 2 設計者 宝塚市雲雀丘2丁目12-35 ハイツ花屋敷マンション203号
株式会社 工藤建築環境設計室
代表取締役 工 藤 晃 久
- 3 予定価格 ¥268,730,000.-
(入札書比較価格 ¥244,300,000.-)
- 4 最低制限価格 変動型最低制限価格 ¥201,547,500.-
(入札書比較価格 ¥183,225,000.-)

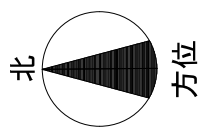
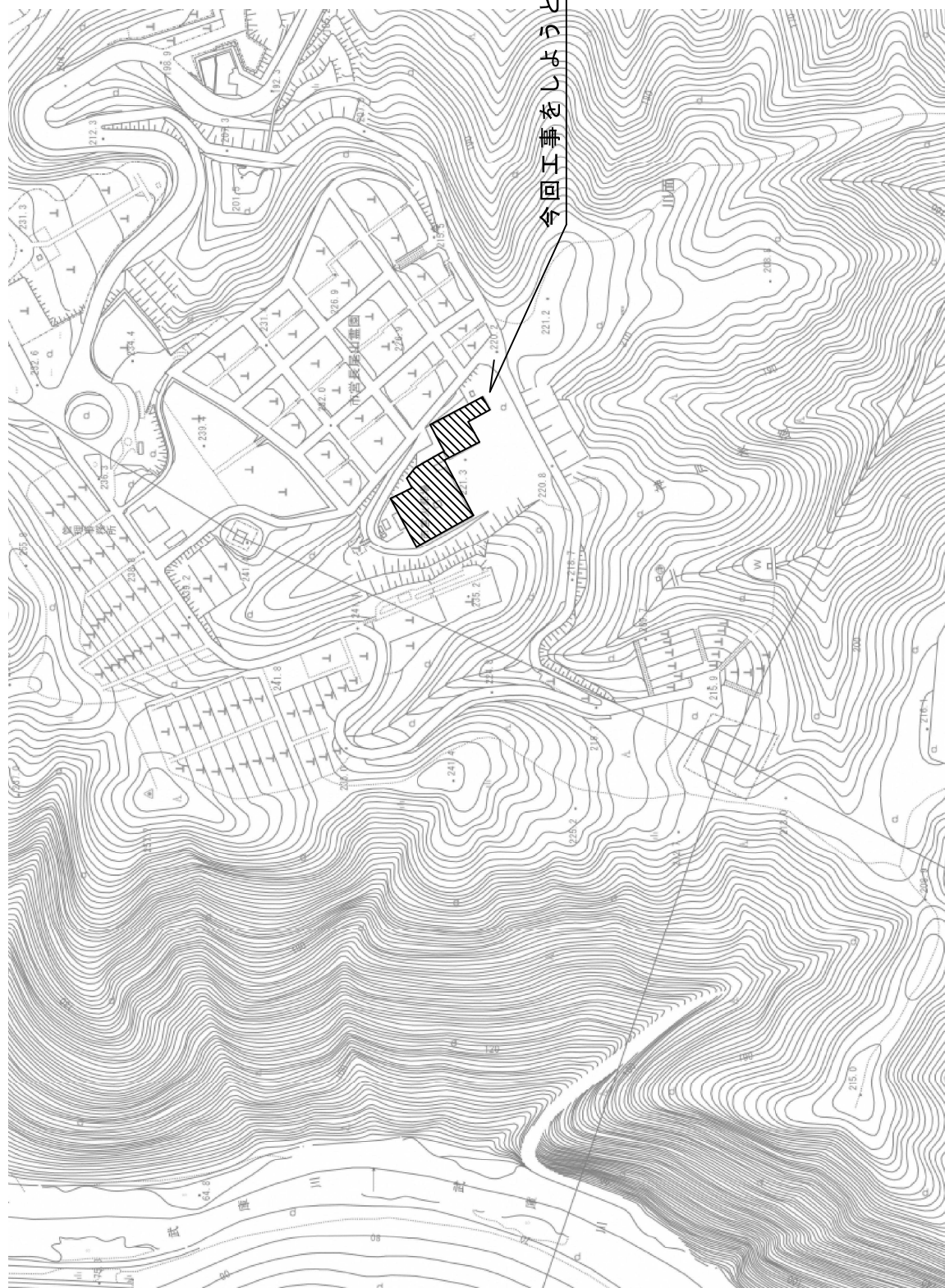
5 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札金額(円)	
柳 生 設 備 (株)	196,000,000	落札
鳳 工 業 (株)	166,660,000	失格
テラマエ設備工業(株)	178,000,000	失格
美 樹 工 業 (株)	辞退	
(株)谷井水道工業所	辞退	

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 6 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥19,600,000.-
- 7 そ の 他 付近見取図、配置図及び平面図(別紙添付)

(参考)
付近見取図
市営火葬場

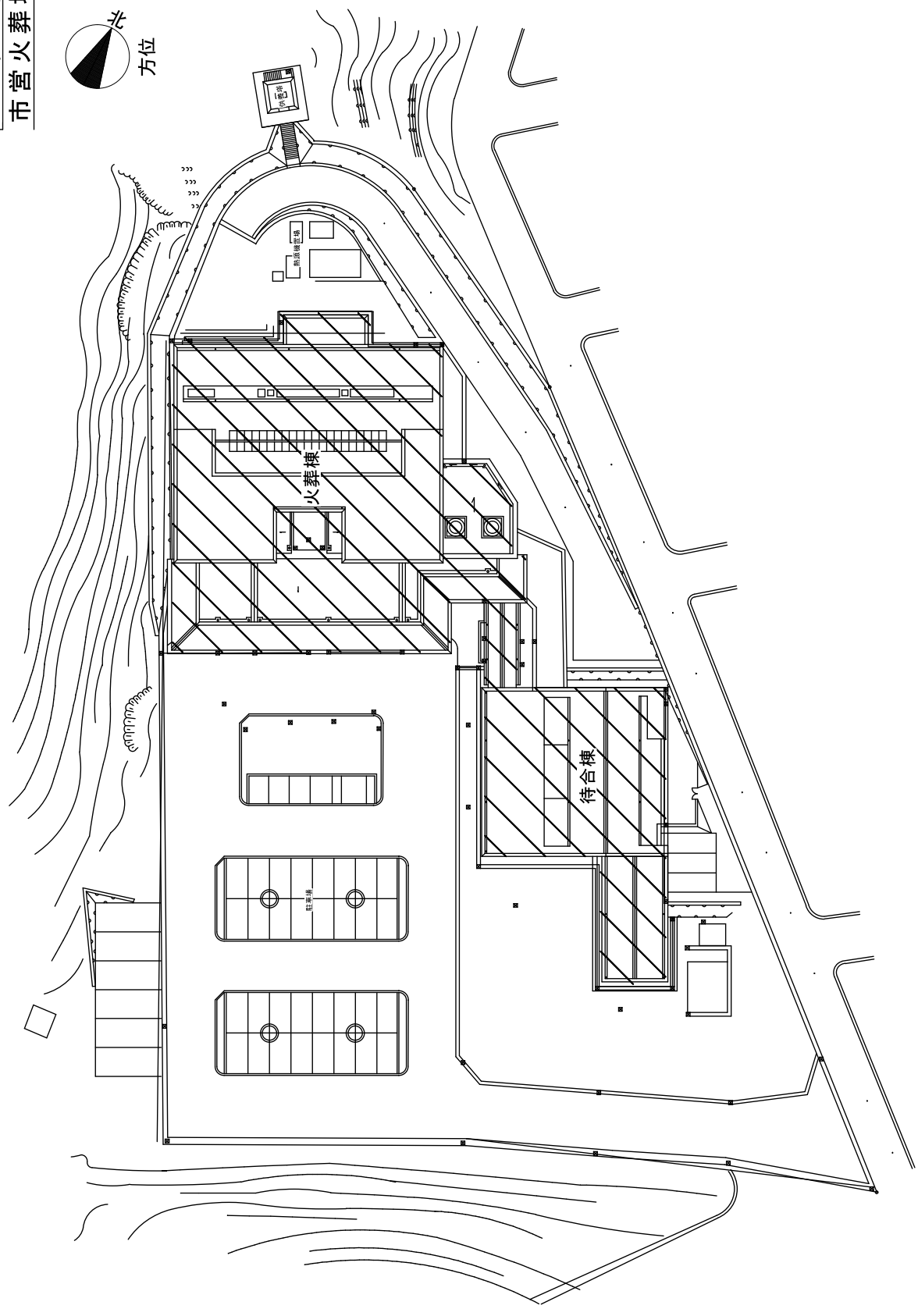


付近見取図 S=1:2,500

凡例

今回工事しようとする施設を示す。

(参考)
配置図
市営火葬場



配置図 S=1:600

凡例



空調機器設置場所を示す。



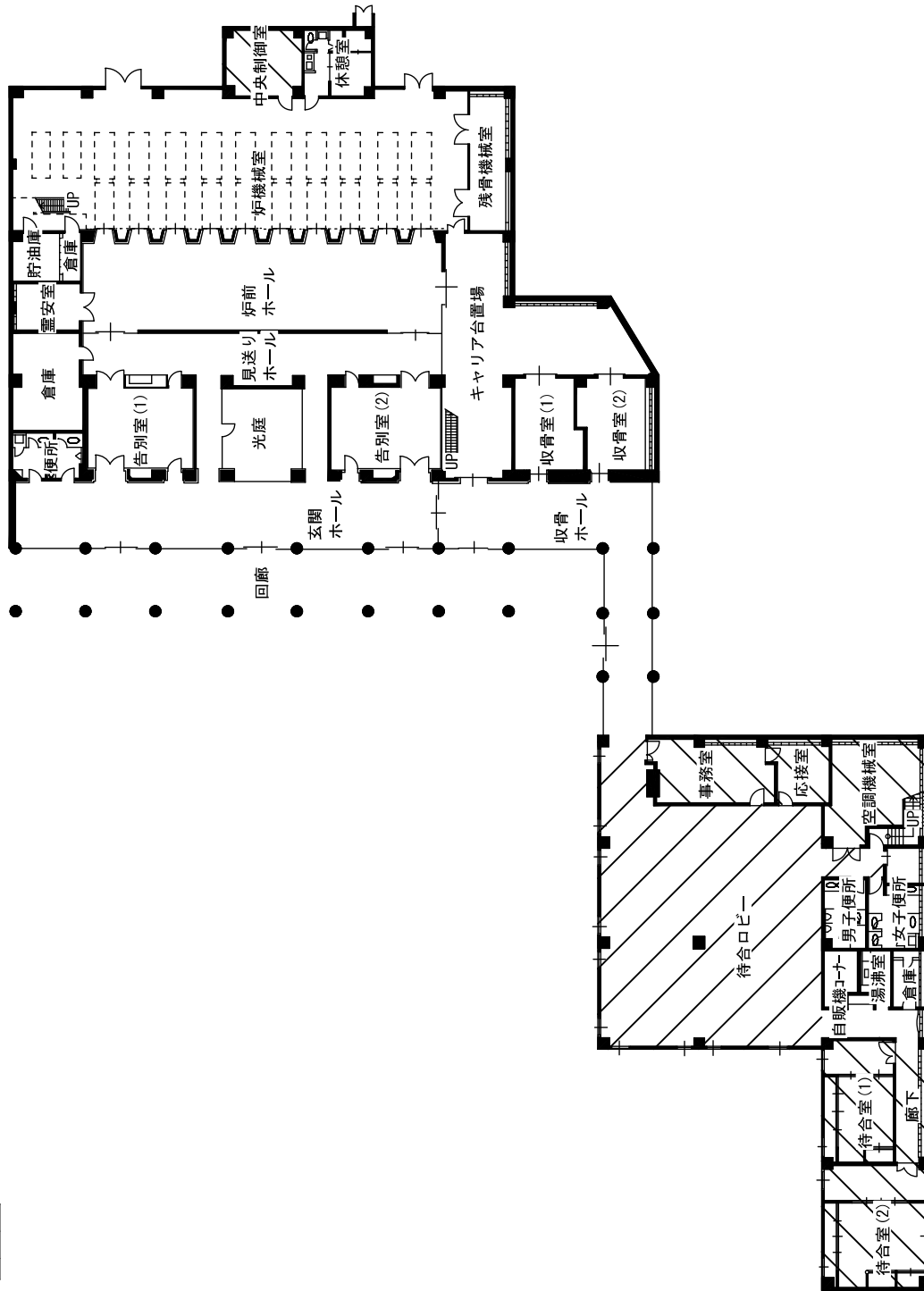
天井・壁仕上げ材張替対象室を示す。

(参考)

平面図

市営火葬場

1階



1 階平面図 S=1 : 400

凡例

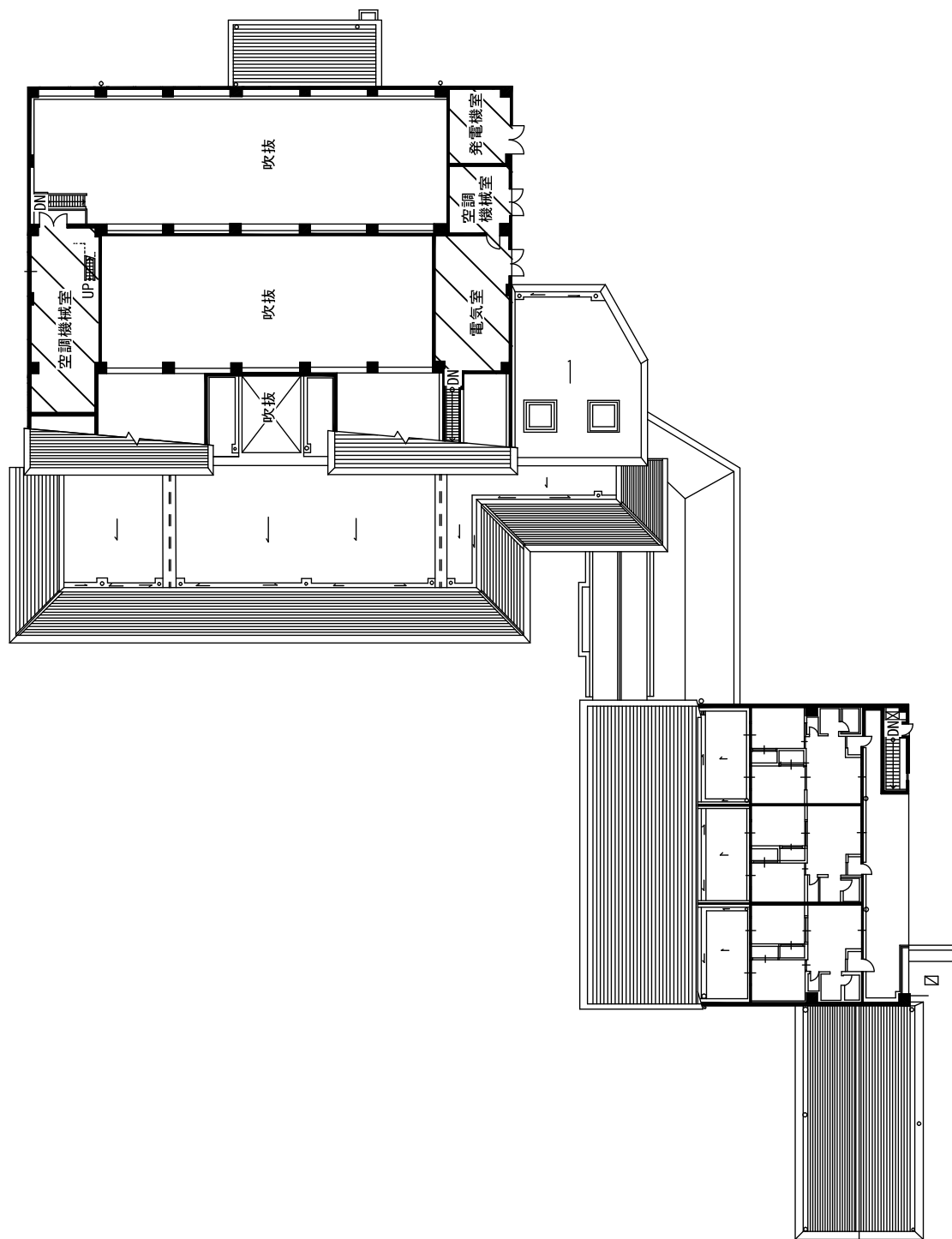
空調機器設置場所を示す。

(参考)

平面図

市営火葬場

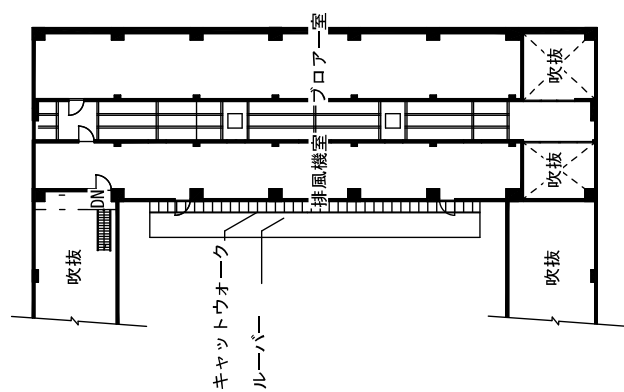
2階



2階平面図 S=1:400

(参考)

平面図
市営火葬場
3階



3階平面図 S=1:400

工事請負契約（宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業 整備工事）の締結について	
1 工 事 期 間	着工予定 議決があった日 完工予定 令和14年(2032年)9月30日まで
2 契 約 金 額	¥46,318,800,000.- (うち消費税額及び地方消費税額 ¥4,210,800,000.-)
3 そ の 他	付近見取図及び配置図(別紙添付)

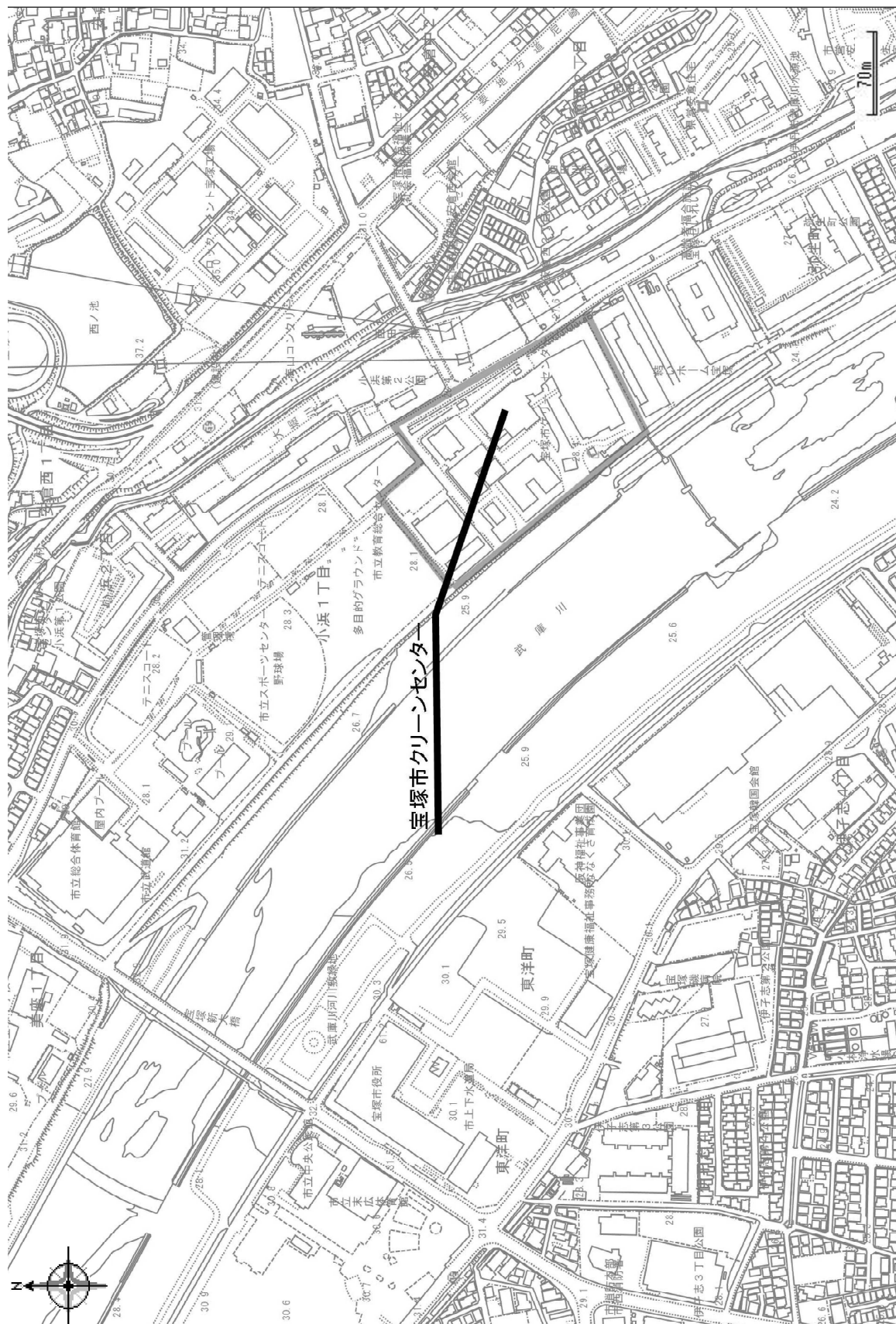
上記工事請負契約に係る入札は、DB0方式による新ごみ処理施設等整備・運営事業全体として実施した。入札結果は以下のとおり。

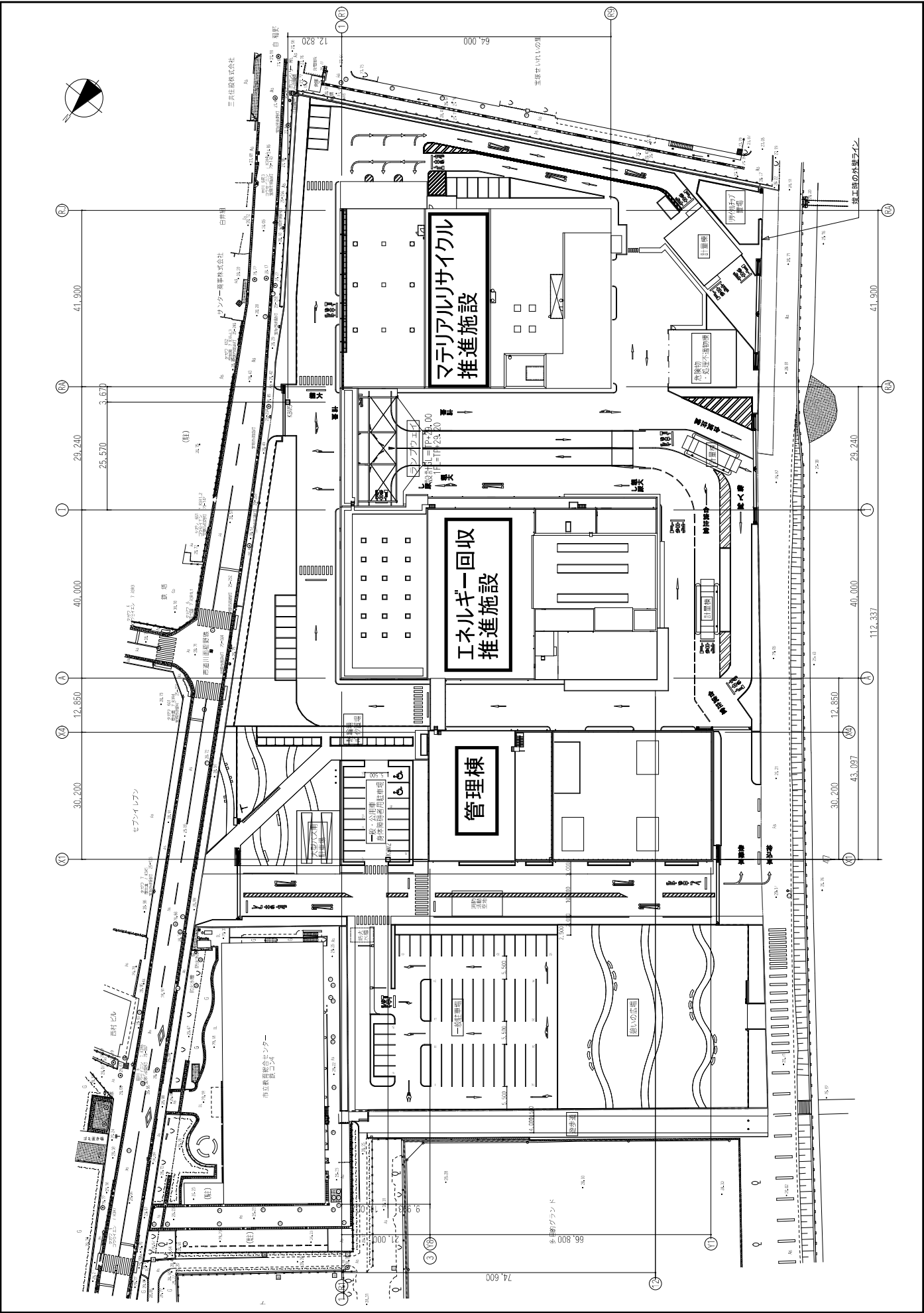
入札参加業者名 (代表企業)	入札金額(円)	価格点	内容点	総合 評価点	
川崎重工業株式会社グループ (川崎重工業株式会社 関西支社)	59,798,000,000 (内訳) 整備費用 42,108,000,000 運営費用 17,690,000,000	50.00	36.03	86.03	落札
JFEエンジニアリング株式会社グループ (JFEエンジニアリング株式会社 大阪支店)	—	—	—	—	資格喪失

(予定価格 ¥67,492,700,000.- (入札書比較価格 ¥61,357,000,000.-))

※事業者の選定に当たっては、入札金額のほか、事業者の有する高度な能力やノウハウ等の入札金額以外の要素を加えて総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用した。

付近見取図

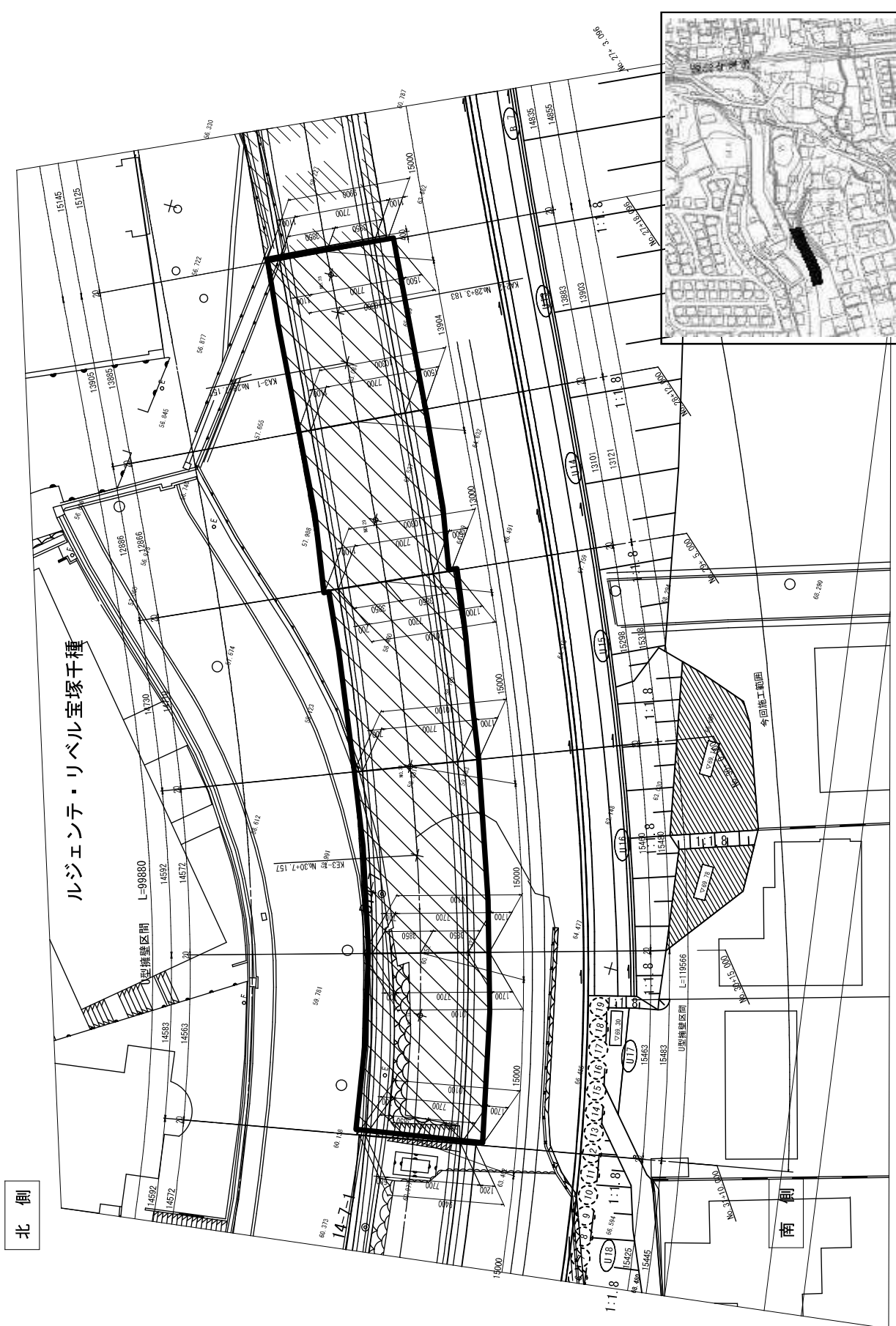




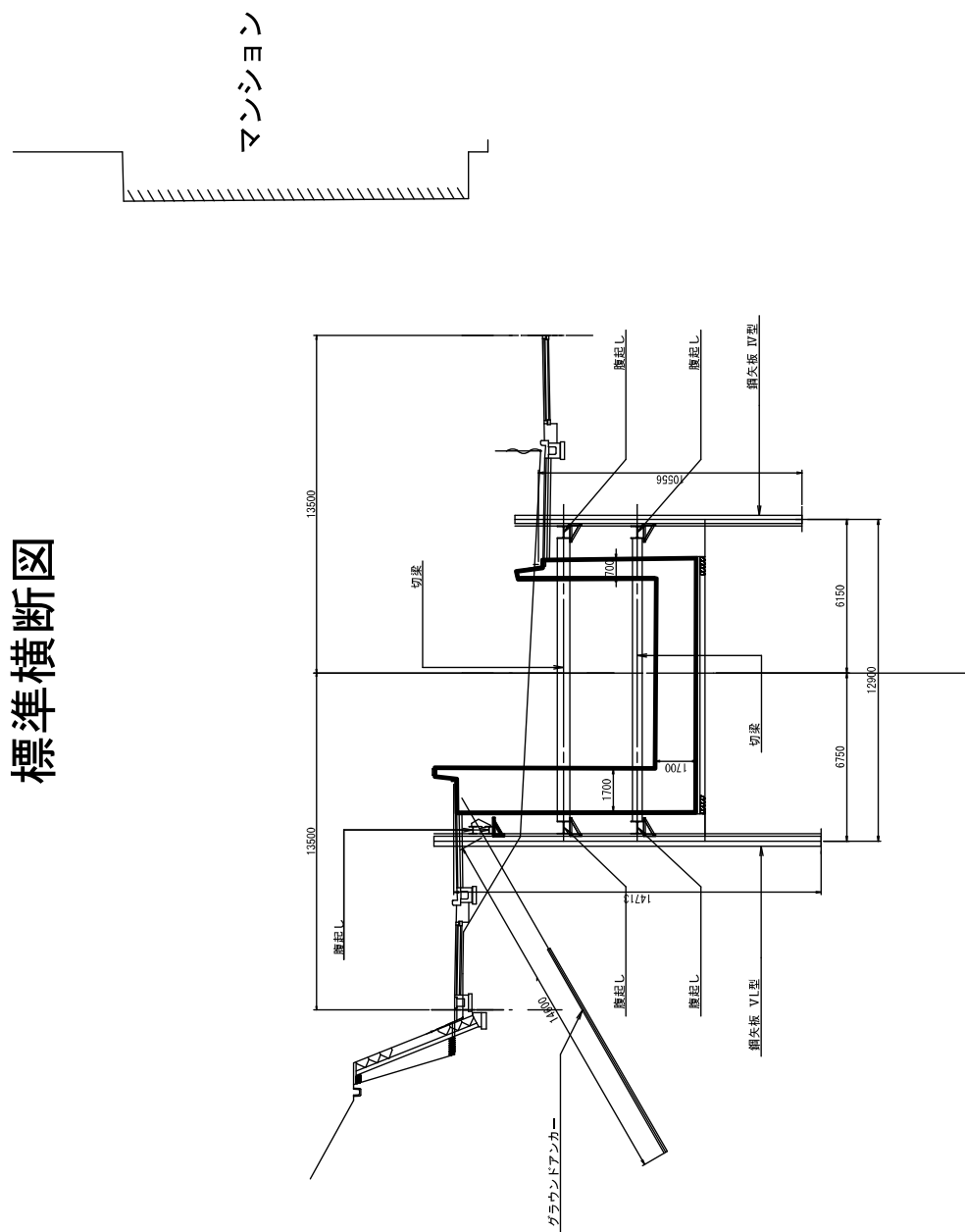
議案第105号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その2））の変更について

- 1 工 事 期 間 着 工 令和 3年(2021年) 3月19日
 完工予定 令和 4年(2022年)11月30日
- 2 変 更 内 容 法面吹付を大型土のうによる土留へ変更し、道路土工として計上する。それに
 伴い、法面工はグラウンドアンカーのみとなったことから「140 m²」から
 「一式」に変更する。
- 3 そ の 他 付近見取図、平面図及び標準横断図（別紙添付）



標準横断図



S = 1 : 約280

議案第 106 号

財産(救急自動車)の取得について

- 1 契約の方法 一般競争入札
- 2 一般競争入札参加業者名及び開札結果
(第1回)

入 札 参 加 業 者 名	入 札 価 格(円)	
日 本 船 舶 薬 品 (株)	22,000,000	予定価格超過
兵 庫 ト ヨ タ 自 動 車 (株)	20,900,000	予定価格超過
キ ン パ イ 商 事 (株)	23,000,000	予定価格超過
(有) 岡 本 ポ ン プ	辞退	

(第2回)

入 札 参 加 業 者 名	入 札 価 格(円)	
日 本 船 舶 薬 品 (株)	辞退	
兵 庫 ト ヨ タ 自 動 車 (株)	20,700,000	落札
キ ン パ イ 商 事 (株)	未入札	

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 3 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ￥2,070,000.-

議案第１０７号から第１０９号まで

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

議案第110号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住 所	[REDACTED]	
氏 名	石 井 克 馬	
生年月日	[REDACTED]	
学 歴	[REDACTED]	
職 歴	平成13年 4月	株式会社日本エル・シー・エー勤務
	平成16年 9月	株式会社イングロス(現株式会社リーディング・ソリューション)勤務
	平成23年 5月	WEBデザイン事務所(個人事業)開業
	平成23年 8月	進学塾ステージ宝塚中山校教室長
	平成23年10月	進学塾ステージ塾長
		現在に至る
	平成30年 4月	一般社団法人楽笑代表理事
		現在に至る
	平成30年 5月	美座小学校PTA会長
	令和 3年 4月	宝塚市子ども審議会委員
		現在に至る

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(任命)

第4条 (略)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3～5 (略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

諮問第3号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所	[REDACTED]		
氏 名	松 尾 隆 寛		
生年月日	[REDACTED]		
学 歴	[REDACTED]		
職 歴	平成23年12月	兵庫県弁護士会登録 よつば法律事務所入所 現在に至る。	
	平成27年 4月	税理士登録	
	平成28年 4月	兵庫県弁護士会伊丹支部副支部長 現在に至る。	
	平成28年10月	保護司 現在に至る。	
	平成29年 4月	兵庫県弁護士会常議員	
	平成31年 4月	宝塚市行政評価委員	
	令和 2年 7月	いじめの重大事態における校内いじめ問題対策委員会委員(神戸市)	
	令和 3年 4月	宝塚市社会福祉協議会評議員 現在に至る。	
	令和 4年 2月	いじめの重大事態における校内いじめ問題対策委員会委員(神戸市) 現在に至る。	
	令和 4年 4月	法テラス阪神支部長 現在に至る。	

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略